

令和 7 年 度

山梨市財政健全化及び地方公営企業法
適用企業会計経営健全化並びに
同法非適用企業会計経営健全化審査意見書

山 梨 市 監 査 委 員

梨監査起第27号
令和8年8月17日

山梨市長 高 木 晴 雄 様

山梨市監査委員 矢 崎 勝 也

山梨市監査委員 土 屋 裕 紀



令和7年度山梨市財政健全化及び地方公営企業法適用企業会計経営健全化
並びに同法非適用企業会計経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行なったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

I 財政健全化審査

1 審査の対象	1
2 審査の実施日	1
3 審査の手続き	1
4 審査の結果	2
（1）総合意見	2
（2）個別意見	2
（3）是正改善を要する事項	2

II 地方公営企業法適用企業会計経営健全化審査

1 審査の対象	3
2 審査の実施日	3
3 審査の手続き	3
4 審査の結果	3
（1）総合意見	3
（2）個別意見	4
（3）是正改善を要する事項	4

III 地方公営企業法非適用企業会計経営健全化審査

1 審査の対象	5
2 審査の実施日	5
3 審査の手続き	5
4 審査の結果	5
（1）総合意見	5
（2）個別意見	6
（3）是正改善を要する事項	6

（注）本書において、文中及び表中に表示する比率（％）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。従って、合計と内訳の計、差引などが一致しない場合がある。

山梨市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

○一般会計等

- ・令和7年度 山梨市一般会計

○一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計

- ・令和7年度 山梨市国民健康保険特別会計
- ・令和7年度 山梨市後期高齢者医療特別会計
- ・令和7年度 山梨市交通・火災災害共済事業特別会計
- ・令和7年度 山梨市介護保険特別会計
- ・令和7年度 山梨市居宅介護予防支援事業特別会計

○地方公営企業法適用企業会計

- ・令和7年度 山梨市水道事業会計
- ・令和7年度 山梨市簡易水道事業会計
- ・令和7年度 山梨市病院事業会計
- ・令和7年度 山梨市下水道事業会計

○地方公営企業法非適用企業会計

- ・令和7年度 山梨市浄化槽事業特別会計
- ・令和7年度 山梨市活性化事業特別会計（観光施設）

上記の会計における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施日

令和8年7月15日

3 審査の手続き

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

その概要及び意見は、次のとおりである。

(単位：％)

比 率 名	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率	－	13.19	20.00	
②連結実質赤字比率	－	18.19	30.00	
③実質公債費比率	12.4	25.00	35.00	
④将来負担比率	－	350.00		

※ 実質収支額及び連結実質収支額が黒字額である場合、「①実質赤字比率(％)」又は「②連結実質赤字比率(％)」は、「－」で表示される。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和7年度の実質赤字比率は、実質赤字がなかったため数値の表示はなく、健全な状況である。

②連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足がなかったため数値の表示はなく、健全な状況である。

③実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は12.4％で、前年度から0.2ポイント上昇している。主な要因は、公債費に準ずる債務負担行為に係るものに、令和7年度から公共施設一括LED化事業の債務負担行為が加わったことによるものである。早期健全化基準の25.0％を下回っており、健全な状況である。

④将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率について、地方債現在高の減、ふるさと輝き基金の増額及び普通交付税の増額により、将来負担額より充当可能な財源額が上回っているため、健全な状況である。なお、令和7年度から将来負担額である債務負担行為に基づく支出予定額に、公共施設一括LED化事業の債務負担行為が加わっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

地方公営企業法適用企業会計における経営健全化審査意見書

1 審査の対象

○地方公営企業法適用企業会計

- ・令和7年度 山梨市水道事業会計
- ・令和7年度 山梨市簡易水道事業会計
- ・令和7年度 山梨市病院事業会計
- ・令和7年度 山梨市下水道事業会計

上記の会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施日

令和8年7月15日

3 審査の手続き

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比 率 名	会 計 名	令和7年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	水道事業会計	—	20.00	
	簡易水道事業会計	—	20.00	
	病院事業会計	—	20.00	
	下水道事業会計	—	20.00	

※資金の不足額がない場合、「資金不足比率(%)」は「—」で表示される。

(2)個別意見

資金不足比率について

令和7年度においては、審査の対象となった会計の一部で、算定基礎となる計数に他会計補助金を織り込んでおり、バランスシート上は問題ないものの、損益上はマイナスを抱えている点については引き続き留意する必要がある。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

地方公営企業法非適用企業会計における経営健全化審査意見書

1 審査の対象

○地方公営企業法非適用企業会計

- ・令和7年度 浄化槽事業特別会計
- ・令和7年度 活性化事業特別会計（観光施設）

上記の会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施日

令和8年7月15日

3 審査の手続き

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比 率 名	会 計 名	令和7年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	浄化槽事業特別会計	—	20.00	
	活性化事業特別会計	—	20.00	

※資金の不足額がない場合、「資金不足比率(%)」は「—」で表示される。

(2)個別意見

資金不足比率について

令和7年度においては、審査の対象となった会計の一部で、算定基礎となる計数に他会計補助金を織り込んでおり、バランスシート上は問題ないものの、損益上はマイナスを抱えている点については引き続き留意する必要がある。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。